

平成27年7月10日
国家公務員倫理審査会

指定職以上の職員に係る贈与等報告書（平成26年度分）並びに本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書及び所得等報告書（平成26年分）の提出状況等について

1. 贈与等報告書について

平成26年度分の贈与等報告書は、各四半期ごとに本省課長補佐級以上の職員から各府省等に対して提出され、そのうち、指定職以上の職員の提出した贈与等報告書については、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。

贈与等の報告制度の概要

- (1) 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等からの贈与等（1件5千円を超えるもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務を負っています。
- (2) 提出された報告書のうち、1件2万円を超えるものは、閲覧の対象となります。
- (3) 指定職以上の職員の報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

(1) 提出数及びその内訳（別添参照）

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しの送付件数は、4,374件となっており、その内訳は、金銭、物品等の供与関係（以下「贈与関係」という。）が93件（2.1%）、飲食の提供等関係（以下「飲食等関係」という。）2,610件（59.7%）（うち立食パーティー2,232件）、報酬関係1,671件（38.2%）となっています。

これを前年度と比べると、総件数で356件の増（8.8%）となっています。

その内訳は、贈与関係が45件の増（93.8%）、飲食等関係が176件の増（7.2%）、報酬関係が135件の増（8.8%）となっています。

なお、贈与等報告書を提出した指定職以上の職員は797名でした。

(2) 提出数の多い府省等の状況

100件以上の報告書が提出されたのは、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び国立病院機構の7省1特定独立行政法人でした。

- ① 法務省は、前年度比84件増の518件で、その内訳は、報酬関係(407件)の占める割合が大きく、そのほとんどが著述によるものでした。
- ② 外務省は、前年度比17件増の211件となっています。飲食等関係(174件)が大部分を占めており、その主な提供者はマスコミ及び民間企業でした。
- ③ 文部科学省は、前年度比28件減の236件となっています。飲食等関係(218件。うち立食パーティー185件)が大部分を占めており、その主な提供者は財団・社団法人等でした。
- ④ 厚生労働省は、前年度比7件増の224件となっています。報酬関係(160件)の占める割合が大きく、その主な内訳は、著述及び講演によるものでした。
- ⑤ 農林水産省は、前年度比37件増の257件となっています。飲食等関係(244件。うち立食パーティー230件)が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。
- ⑥ 経済産業省は、前年度比18件増の154件となっています。飲食等関係(149件。うち立食パーティー99件)が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。
- ⑦ 国土交通省は、前年度比77件増の1,028件となっています。飲食等関係(1,007件。うち立食パーティー960件)が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。
- ⑧ 国立病院機構は、前年度比117件増の989件となっています。報酬関係(862件)が大部分を占めており、その主な内訳は、討論・座談会及び講演によるものでした。

(3) 審査の概要等

送付された報告書について審査を行った結果、詳細確認中の2件を除き不適切な贈与や高額過ぎる報酬等を受けたケースは見受けられませんでした。各内訳ごとの概要は、次のとおりです。

- ① 贈与関係の主なものは、書籍26件、記念品15件、食料品・アルコール飲料14件となっており、その主な贈与者は、民間企業、外国政府・国際機関及び社団・財団等でした。
また、2万円を超えるものが9件ありました。
- ② 飲食等関係の主な提供者は、財団・社団法人等2,015件、民間企業300件及びマスコミ84件となっています。
また、2万円を超えるものが94件ありました。
- ③ 報酬関係の主なものは、著述634件、講演470件及び討論・座談会387件となっています。

また、2万円を超えるものが1, 236件ありました。

2. 株取引等報告書及び所得等報告書について

平成26年分の両報告書は、平成27年3月1日から同月31日までの間に本省審議官級以上の職員から各府省等に対して提出され、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。両報告書の提出の状況及び審査の状況は、次のとおりです。

株取引等、所得等の報告制度の概要

(1) 株取引等報告書について

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行ったもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務を負っています。

(2) 所得等報告書について

本省審議官級以上の職員（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった者）は、所得金額及び贈与税の課税価格に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務を負っています。

(3) 両報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

(1) 株取引等報告書の提出数等

各府省等から送付された報告書の写しの件数は、47件と前年より31件の減となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な株式等の贈与や国民の疑惑や不信を招くような取引等は見受けられませんでした。

(2) 所得等報告書の提出数等

各府省等から送付された報告書の写しの件数は、1,368件と前年より30件の増となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与や報酬など国民の疑惑や不信を招くようなものは見受けられませんでした。

以 上

問 合 せ 先	国家公務員倫理審査会事務局 参事官 佐藤 昌博 倫理審査官 高見 裕志 電話(03)3581-5311(内線2820) (03)3581-5344(直通)
------------------	--

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数(平成26年度)

区分 府省等名	金銭、物品等の供与		飲食の提供等			報 酬		合 計	
	件 数	うち2万円超	件 数	うち2万円超	うち立食 パーティー	件 数	うち2万円超	件 数	うち2万円超
会 計 検 査 院	1		36		35	2		39	
人 事 院			11			2	1	13	1
内 閣 官 房			8		2	31	14	39	14
内 閣 法 制 局			5			4	4	9	4
内 閣 府			18	1	16	16	13	34	14
公 正 取 引 委 員 会	13							13	
国 家 公 安 委 員 会			4		4	4	4	8	4
警 察 庁			21		19	16	8	37	8
金 融 庁	1		32	3	30			33	3
消 費 者 庁	6	2				6	1	12	3
復 興 庁						4	1	4	1
総 務 省			5		3	25	10	30	10
消 防 庁						4	3	4	3
法 務 省	12		99		73	407	236	518	236
公 安 調 査 庁						4	2	4	2
外 務 省	26	5	174	18	24	11	8	211	31
財 務 省			19		16	35	25	54	25
国 税 庁	1		45		45			46	
文 部 科 学 省			218	13	185	18	13	236	26
文 化 庁			29	1	28	32	26	61	27
厚 生 労 働 省	3	2	61	7	51	160	93	224	102
農 林 水 産 省	2		244	18	230	11	6	257	24
林 野 庁			56		55			56	
水 産 庁			29		27	1	1	30	1
経 済 産 業 省	5		149	9	99			154	9
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁			6	1	5	2	1	8	2
特 許 庁	8		70	7	68			78	7
中 小 企 業 庁			2		1			2	
国 土 交 通 省	14		1,007	15	960	7	4	1,028	19
観 光 庁			32		31			32	
気 象 庁			14		14	2	2	16	2
運 輸 安 全 委 員 会			1		1			1	
海 上 保 安 庁			83		80			83	
環 境 省	1		5	1	3	4		10	1
原 子 力 規 制 委 員 会						1	1	1	1
小 計	93	9	2,483	94	2,105	809	477	3,385	580
国 立 病 院 機 構			127		127	862	759	989	759
合 計	93	9	2,610	94	2,232	1,671	1,236	4,374	1,339

(注) 1. 報酬とは、原稿料、講演料等である。
2. 報告書の提出のない府省等は省略した。